

2022年4月28日 第416号

憲法共同センターNEWS

戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター
〒113-8462 文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX 5842-5620)
<http://www.kyodo-center.jp> mail: move@zenroren.gr.jp

改憲問題対策法律家6団体連絡会・総がかり行動が緊急集会

憲法審査会の問題点を広げ、改憲阻止の運動広げよう！



改憲問題対策法律家6団体連絡会と戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会は4月28日昼、国会議員会館前で「憲法審査会で何が語られているか。4・28国会議員会館前緊急集会～9条など自民党改憲4項目の議論をなし崩しで進めるな」を行い、100人が参加しました。改憲派が憲法審査会の開催を強行し続け、改憲議論を進めようとしていることに対し、憲法審査会の現状と問題点を明らかにして共有し、改憲阻止の運動を広げていくことが重要になっていま

す。社民党の新垣邦男衆議院議員、日本共産党の赤嶺政賢衆議院議員、立憲民主党の近藤昭一衆議院議員があいさつしました。

改憲問題対策法律家6団体連絡会の宮坂浩弁護士があいさつを行い、自民党、公明党、日本維新の会の3党が公職選挙法ならびの3項目の国民投票法の改正案を衆議院に提出したことを紹介。自民党が敵の指揮命令機能などを攻撃する「反撃能力」の保有や防衛費増などを盛り込んだ提言を岸田首相に提出したことを述べ、「敵基地能力を反撃能力に変更したが、指揮統制機能への攻撃は、例えば首相官邸や防衛省を攻撃する能力を持つということだ。防衛費を今の2倍にするなど、専守防衛を逸脱し軍事費を拡大するものだ」と批判しました。

総がかり行動実行委員会共同代表の高田健さんは、「憲法審査会をずっと傍聴してきたが、与野党が一致して運営がされていたものが今年の総選挙以降、改憲派が乱暴な運営をしている。多数決でものごとを決めないとしてきたのに、オンライン国会のとりまとめでは多数決で強行した」と指摘しました。

改憲問題対策法律家6団体連絡会の田中隆弁護士は、「参議院の憲法審査会では、オンライン国会について多数決でのとりまとめの強行はされなかった。衆議院では今日で11回目の審査会が開かれる。憲法9条の明文改憲への地ならしをしようとしている。ロシアのウクライナ侵攻を口実に憲法に緊急事態条項を明記することは明文改憲につながる。改憲手続き法案はCM規制や最低投票率がないなどの欠陥がある。CM規制、ネット規制など抜本的に改正すべき」と述べ、「憲法審査

会の実情を知らせ、改憲を許さない運動を広げていこう」と呼びかけました。

●憲法改悪に反対する東京共同センター「憲法ニュース」より

4月21日衆議院憲法審査会 国民投票CM規制などで民放連に聴取 民放連、「規制ありきでは言論空間のゆがみを拡大する」と指摘

衆院憲法審査会は4月21日、改憲手続き国民投票にかかわる有料広告の問題などについて、民放連（一般社団法人日本民間放送連盟）への参考人質疑を行いました。参考人として民放連専務理事の永原伸氏と堀木卓也氏が出席しました。

民放連の永原伸専務理事は意見陳述で、考えられる今日的論点として、①規制の対象期間は投票日前2週間だけでよいのか、②規制の対象媒体はテレビとラジオのCMだけでよいのか、③立法当時と違いインターネットの空間の拡大の中でインターネットCMの規制は可能なのかと3つの点を指摘したうえで、「規制ありき」の議論は、「言論空間のゆがみを拡大させるリスクがある」と指摘。また2月10日に自民党の新藤議員が示したメモに関して、「自主的取り組みを後押しするために何らかの『法的措置』を定める」としていることは、立法府がメディア規制につながるとして反対を表明しました。

自民党の新藤義孝議員は「今後議論すべきは、広告の『出し手』である政党の自主的な取り組みだ」と主張。立憲民主党の奥野総一郎議員は「資金の多寡によって投票結果が左右されかねない」として、テレビ・CMなどの量的な規制も検討すべきだと述べました。

日本共産党の赤嶺政賢議員は、国民が改憲を求めている中、国民投票法を整備する必要はないという立場を表明した上で、国民投票では国民が幅広い意見に接し自由に意見表明することが重要だと強調し、放送事業者が担う社会的な役割についてただしました。民放連の堀木卓也常務理事は「多角的論点の提示が、民主主義の基盤を維持する」「真実を追究して誠実な報道であることが大事だ」と述べました。

【東京土建本部書記の田崎遊さんの傍聴記】

4月21日に開催された衆議院憲法審査会を初めて傍聴しました。国会周辺や議員会館に来ることがあっても中に入るのは初めての経験。

日本民間放送連盟(民放連)の専務理事を参考人とする質疑のみであったため、各党の丁々発止の議論というわけではありませんでしたが、テレビCMやインターネット広告の規制をめぐる質疑では改憲派の思惑が透けて見えることもありました。

また、ネット広告に関しては参考人が「知見を持ち合わせていない」と繰り返しのべているにも関わらず、質疑の中で頻繁に話題とされるのは違和感を覚えました。

そもそも憲法改正の国民投票が必要なのかという大前提の疑問は置いたとしても、CMの規制だけを考えてもまだまだ論点がある状況だということに改めて質疑を聞きながら思いました。テレビやラジオCMだけでなく、インターネット広告を含めて、資金力などで不利益がでないように国民投票を行うとすればどうすればいいのか。規制されるべきは政党だけなのか。ネット広告規制を考えるなら、広告として表示されるものだけが対象なのか。例えば、著名なYouTuberなどに「憲

法改正しよう！」と呼びかける動画を依頼するような企業案件と呼ばれる PR の仕方は野放しにされるのかなど、具体的に議論をしなければ公平に国民投票など実施できるわけがありません。まさに改憲をするために議論をしている風な既成事実を積み上げるための憲法審査会開催なんだということを改めて感じました。

傍聴したなかで、ずっとスマホをいじっていたり、出たり入ったりする与党議員が何人もいて、今、憲法を改正する必要はないし、憲法審査会で拙速に議論を進める必要はもつとないということ強く思いました。今後も改憲反対の世論と運動を広げ、東京土建の仲間と共に憲法審査会の傍聴も続けていきます。

●当面の行動

4月28日(木) 総がかり ウィメンズアクション 18時～ 有楽町イトシア前

5月3日(火) 5・3憲法集会 11時～12時30分 サブステージ

12時30分 オープニング

13時 開会

14時30分 パレード開始

<http://kenpou2020.jp/information/2022/>

<http://sogakari.com/?p=5878>

<https://www.kyodo-center.jp/?p=10594>